

応募要領

1. 公募件名

令和7年度デジタル認証アプリサービスの更改に係る設計・開発及び運用・保守業務一式

2. 目的及び概要

デジタル認証アプリサービス(以下、本サービス)は、今後のマイナンバーカードを活用した国のデジタル化を推進する上で、最も重要な共通基盤の一つであり、国民がデジタル化を体感する上で重要なツールとなるものである。マイナンバーカードの普及に伴い、本人確認を行うことができるサービスの機能拡充を継続して行うことで、利便性向上へと繋げていく予定である。

本業務は、本サービスを利用予定の行政機関や民間事業者等からの要望を受け、個人認証基盤である本サービスのサービス改善を行うこと及び本サービスを提供・維持するための、運用・保守業務全般を実施することを目的とする。併せて、令和8年度に予定されるマイナポータル開示システムの更改、マイナポータルアプリとの統合を見据えた同アプリの追加開発の要件を実装する。

本調達には、本サービスのシステム開発及び安定的な稼働を行うための運用・保守業務を行う事業者を公募するものである。

3. 公募期間

令和7年2月28日から令和7年3月21日 15時

4. 契約形態等

請負契約

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

なお、全省庁統一資格を有していない場合は、以下の電子調達システム(GEPS)から本資格取得の申請を行うものとする。なお、不明な点があればデジタル庁会計担当契約班に連絡すること。(※契約締結までに取得すること)

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

- (4) 令和7年4月1日から有効な、令和7・8・9年度全省庁統一資格の申請を行っている、又は行うことを確約すること。(※)
※当該資格を契約の条件とするので、早期に申請を行うこと。
- (5) デジタル庁又は他府省庁において指名停止期間中の者でないこと。
- (6) デジタル庁における入札制限等に関する規程(令和4年3月9日会計担当参事官改定)に基づき入札制限対象企業の指定を受けていない者(入札制限の適用を除外された者を含む。)であること。
- (7) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
- ① 契約の相手方として不適当な者
- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ② 契約の相手方として不適当な行為をする者
- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- (8) 上記(7)に定める暴力団排除対象者であることを知りながら再委託等の相手方としないこと。
- (9) 上記(1)～(7)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 応募条件

以下の要件を全て満たすこと。なお、業務の要件や詳細については、別添仕様書等に準

抛する。

- ・ マイナンバーに関するシステムの構築、運用に携わった実績を有するとともに、マイナンバーカードが保有する機能、情報について専門的な知見を有していること。
- ・ 本事業において運用するデジタル認証アプリサービスは、特定個人情報及び個人情報を取扱うシステムであることから、特定個人情報及び個人情報について厳格な管理体制を構築することができること。
- ・ 本サービスバックエンドシステムについては、Red Hat build of Keycloak (RHBK) を用いた環境で構築されており、RHBK に対し深い知見があり、新規開発／保守運用が可能であること。
- ・ 現行保守対象のシステムの対象を理解していること。
 - 現行システムの機能や仕様、構成要素、稼働環境などを理解している。
 - 現行システムの運用体制や保守体制、問題点や課題を理解している。
- ・ システム運用・保守の検討に当たって、仕様を踏まえた影響範囲等を正しく見極めることができること。
 - システムの変更や保守作業が、他のシステムやサービスに与える影響を正しく把握できる。
 - システムの変更や保守作業に必要なリソースやスケジュールを正しく見積もることができる。

7. 仕様内容

別添調達仕様書のとおり

8. 応募書類

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- (4) 「6. 応募条件」を満たすことを簡記した提案書（最大15ページ程度）
様式は任意とする。どういった知見を有し、体制を構築できるか具体的かつ簡潔に記載すること（総ページ数の多さは評価とは無関係である。）。
- (5) 見積書（様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること）
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加申込書等は無効とする。

9. 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って参加申込書等を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出する

こと。

(1) 提出期限：令和7年3月21日（金）15時必着

(2) 提出先

デジタル庁 戦略・組織グループ 会計担当 契約班（担当：五島）

電話：070-7416-9924（代表）

※提出にあたっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

E-mail：keiyaku@digital.go.jp

(3) 本応募要領に関する問い合わせ先

デジタル庁 国民向けサービスグループ

マイナンバーカード・スマホ対応担当 デジタル認証アプリ班

電話：03-6842-5408（担当：林田）

E-mail：kojin-app@digital.go.jp

10. 契約相手方の決定

(1) 契約相手方の決定方法

本件の要件を満たす事業者が一者の場合、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、企画競争入札へと移行する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和7年3月26日（水）までに、提案者に対して、担当よりメールにより通知する。

11. その他

(1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された応募書類等は返却しない。

(3) 提出された応募書類等に対して、担当から質問する場合があるため、担当より質問があった場合には速やかに対応すること。